

住宅 まちづくり

台東区住宅修繕資金融資あっせん制度

区が住宅リフォーム資金の融資を指定の金融機関にあっせんし、利子の一部を負担します。

▷**対象住宅** 区内にある、自身が居住するための住宅で、居住部分の床面積が280平方メートル以下(賃貸住宅や店舗、事務所を除く)

▷**主な申込資格**

①区内に1年以上住所を有する20歳以上の方で、返済完了時の年齢が75歳未満

②世帯全員が住民税を滞納していない

③融資金の返済および利子の支払いに十分な能力があり、金融機関の定める保証を受ける(保証料は申込者負担)

※現在本融資を受け、返済している場合は申込みできません。

▷**融資あっせん額** 工事費の80%以内で、10万円以上500万円以内

※返済期間は申込金額により異なる。

▷**利率** 6年度契約利率1.5%(本人負担1%、区負担0.5%)

▷**申込期限** 工事着手1ヶ月前

※工事着手後の申込不可

※詳しくは、問合せ先で配布するパンフレットまたは区HPをご覧ください。

▷**問合せ** 住宅課(区役所5階⑩番)

TEL (5246) 1217

住まい探しにお困りの方に向けた入居相談窓口

▷**日時** 月～金曜日8:30～17:00

※予約優先

▷**対象** 区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯の方など

▷**場所・申込み・問合せ** 住宅課(区役所5階⑩番) **TEL** (5246) 1468

マンション理事長等連絡会

区からの情報提供や分譲マンション間の意見交換と交流、マンション管理士による助言等を行います。

▷**日時** 6月15日(出)13:30～15:30

▷**場所** 区役所10階会議室

▷**対象** 区内分譲マンション理事長等
▷**定員** 20人程度(先着順)
▷**申込み** 「マンション理事長等連絡会入会登録申請書」、「出欠連絡票」(区HPからダウンロード可)を郵送かファクス、または直接問合せ先へ

※要事前登録。登録済の場合、別途案内を郵送。

▷**問合せ** 〒110-8615 台東区役所住宅課(区役所5階⑩番)

TEL (5246) 9028

FAX (5246) 1359



詳しくはこちら

子育て・教育

児童手当が不支給となっている方は申請をお忘れなく

6月分から、5年中の所得で手当額を決定します。現在、所得上限超過により児童手当が不支給となっている方で、新年度の課税で所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて申請が必要です。該当の方は、住民税の課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると受けられない月が発生しますのでご注意ください。

▷**問合せ** 子育て・若者支援課

TEL (5246) 1232



詳しくはこちら

児童育成手当をご存じですか

●**育成手当**

▷**対象** 父または母が、離婚・死亡・裁判所からDV保護命令を受けた・重度の障害があるなどの状態にある、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方

▷**手当月額** 児童1人につき13,500円

●**障害手当**

▷**対象** 心身に障害がある20歳未満の児童を養育している方
▷**障害の程度** 身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症

▷**手当月額** 児童1人につき15,500円

※育成手当、障害手当とも所得制限があり

ます。
▷**所得制限額(申請者本人)**

扶養人数	令和5年中の所得
0人	368万4千円未満
1人	406万4千円未満
2人	444万4千円未満
3人	482万4千円未満
4人目以降	1人につき38万円ずつ加算

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算

▷**必要な物**

①申請者(保護者)および児童の戸籍謄本
②申請者名義の預金口座の分かる物
③マイナンバーカードまたは通知カード(写真のない番号が記載されたカード)および本人確認ができる物(運転免許証等)の2種類

④身体障害者手帳、愛の手帳または診断書(障害のある方)

※このほか、状況に応じて、住民票や民生委員の証明書などが必要になる場合があります。

※戸籍関係の証明書は発行後1か月以内の物をご用意ください。

▷**申込み・問合せ** 子育て・若者支援課(区役所6階⑥番)

TEL (5246) 1232

福祉 (高齢・障害等)

介護職 就業促進事業

区内の施設で働きながら、無料で介護の資格を取得できます。

▷**雇用期間** 7年1月末まで

※最長6か月

▷**対象** 介護の資格をもっていない方で、介護職として働くことを希望する方

▷**時給** 1,150円

※雇用期間終了後、合意の場合は継続雇用可

▷**申込締切日** 9月13日(金)

▷**問合せ** 台東区社会福祉事業団

TEL (5603) 2228

介護職員研修受講費用の助成

区では、区内介護サービス事業所において介護職員として就労している方に対し、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修の受講費用の助成を行っています。

▷**助成対象者** 次の全てに該当する方 ①介護職員初任者研修または介護職員実務者研修を修了後、1年以内 ②区内の介護サービス事業所に介護職員としてすでに3か月以上継続して就労しているか、研修の修了日から3か月以内に介護サービス事業者と雇用契約を結び、区内の介護サービス事業所に介護職員として3か月以上継続して就労している

③助成金の交付の申請に係る研修受講費用について、他に助成を受けていない

▷**助成金額** 研修を実施した養成機関に支払った研修受講費用(テキスト代、実習に要した費用等を含む)

※助成上限額は、介護職員初任者研修が8万円、介護職員実務者研修が15万円です。

▷**助成対象人数** 初任者研修15人、実務者研修20人

※予算額に達し次第終了

▷**申請方法** 台東区介護職員研修受講費用助成金交付申請書(第1号様式、区HPからダウンロード可)に①研修の修了証明書の写し ②研修受講費用の領収書(原本) ③本人確認書類を添えて問合せ先へ郵送か持参

▷**問合せ** 〒110-8615 台東区役所介護保険課(区役所2階④番)

TEL (5246) 1243

介護予防情報冊子「今すぐ実践!!シニアガイド」

区内在住のおおむね65歳以上の方を対象とした介護予防事業や、仲間づくり・生きがいづくりの教室、地域のシニアによる活動などを紹介しています。

▷**配布場所** 問合せ先、各地域包括支援センターほか

▷**問合せ** 高齢福祉課(区役所2階⑥番)

TEL (5246) 1295

春のこどもまんなか月間

こどもまんなかアクションを拡げましょう。

こどもまんなかアクションとは、地域社会のさまざまな場で、こどもや子育て中の方々に応援する取り組みです。

例) 電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する
お店に子連れ優先席をつかった など

こうした取り組みを SNS 等で発信することで、こどもにとって何がもっともよいことかを考えるきっかけづくりにつながります。

皆さんも「こどもまんなかアクション」に取り組み、ハッシュタグをつけて情報発信しませんか。

#たいとうこどもまんなか
#こどもまんなかやってみた

▷**問合せ** 子育て・若者支援課 **TEL** (5246) 1237

パソコンやスマートフォンから医療機関や介護サービス事業者の情報が調べられます

台東区 医療・介護情報検索システム で 検索

▷**問合せ** 介護に関することは介護保険課 **TEL** (5246) 1243
医療に関することは健康課 **TEL** (5246) 1215

詳しくはこちら